

貸株サービスのリスク・留意点

貸株サービスを開始するに当たっては、「貸株サービスに関する基本契約書兼合意書」及び本書面をご確認の上、貸株サービスの仕組み及びリスクを十分にご理解いただきますようお願いいたします。

(1) 基本的仕組み

貸株サービスに関する基本契約を締結し、お客様がLINE証券(以下、「当社」といいます。)で保有する株式について、当社はその範囲内において無担保で株式等の借入れを行います。

(2) リスクについて

貸株サービスの利用にあたり当社が締結する契約は「消費貸借契約」になります。株券等を貸し付けいただくにあたり、当社よりお客様へ担保の提供はなされません(無担保取引)。従いまして、当社に破綻等が生じた場合には、株券等が返還されないリスク及び配当金または配当金相当額が支払われないリスクがあります。また、当社がお客様に引き渡すべき株券等の引き渡し、両者が合意した日に行われない場合があります。両者が合意した日に変換を受けた場合に株主として得られる権利(株主優待、議決権等)は、お客様が取得できないこととなります。

なお、貸し付けいただいた株券等は、証券会社が自社の資産とお客様の資産を区別して管理する分別保管の対象とはならず、投資家保護基金による保証の対象となりません。

(3) 手数料等諸費用について

お客様は、株券等を貸し付けていただくにあたり、取引手数料等の費用をお支払いいただく必要はありません。

(4) 株主の権利・義務について

A) 株主の権利について

貸借期間中、株券等は当社名義又は第三者名義になっており、この期間中において、お客様は株主としての権利をすべて喪失しますが、貸株サービスでは、当社は借入れた株券等について、株主優待物の権利者を定める基準となる日を借入れる期間から除外させる等、原則、権利喪失による逸失利益をお客様に与えない方法とします。但し、お客様から個別の指示があった場合はこの限りではありません。

B) 継続保有にともなう長期保有特典等の株主優待を実施している銘柄について

株主優待には、決算日(権利確定日)における株主保有の条件以外に次の様な条件を付している場合もあり、発行会社によって継続保有の定義(条件)が異なる場合があります。

- 株主名簿に同一株主番号による記載の継続性が一定期間必要である

- 臨時株主総会など決算日以外の日に株主を確定し、当該時点の株主名簿に基づく長期保有の株主を条件とする

決算日までに株式をお客様に変換致しますが、借入期間中は株式の名義・所有権が当社に移転しておりますので、上記の様な条件が付されている株主優待については、お客様が継続保有しているとはみなされず、保有期間に応じた株主優待が受けられない可能性があります。

従いまして、そのような条件が付された株主優待の受取りをご希望の場合には、必ずお客様ご自身で付随条件の有無や各発行会社の株主優待内容や必要株数をご確認のうえ、上記の注意事項を十分ご理解いただき、同意いただけない場合は、貸株サービスの停止を行ってください。

C) 株主権利確定日等の情報ソースについて

当社は、当社が契約する情報ベンダーから提供を受けた「株主優待情報」及び証券保管振替機構から配信される「総株主通知日程案内」に基づき、権利確定日を含む一定期間について株式をお客様へ返還することで株主優待等の権利をお客様が取得できるように補助致します。

ただし、「株主優待情報」は原則として四半期に1回の更新であるため、更新日から次回更新日までの内容変更や権利確定日が明示されない銘柄（随時、不定期等）については株主優待等の権利を取得できません。

また、「総株主通知日程案内」は権利確定日の前営業日から起算して5営業日前に配信されるものとされていますが、5営業日前の本案内に含まれない銘柄についても株主優待等の権利は取得できません、あらかじめご了承ください（発行会社による証券保管振替機構への手続懈怠等により議決権を行使できない場合があります）。

なお、権利確定日を跨いでの貸出は原則行いませんが、貸借期間中に権利確定日が到来した場合については、発行会社より配当の支払いがあった後所定の期日に、所得税相当額を差し引いた配当金相当額が当社からお客様へ支払われる場合があります。

(5) 大量保有報告に係る変更報告書について

株式等保有割合5%超の株主など大量保有報告義務のある方は、発行済み株式総数の1%以上の株式を貸出す場合には、法令上、お客様の責任において、貸出日から5営業日以内に大量保有報告書に係る変更報告書を提出する必要があります。当社が株式を借入してから株式借入情報を書面でご提供するまで数日を要しますので、大量保有報告書に係る変更報告書の提出に支障が生じるおそれがございますのでご注意ください。

(6) 税制について

貸借期間中に権利確定日が到来した場合の配当金相当額は、雑所得として、総合課税の対象となります。なお、配当金相当額は、配当所得そのものではないため、配当控除は受けられません。

※税制上の取扱いについては、税理士等の専門家や所轄の税務署にご相談ください。

以上

2019 年 7 月

K01_301 (2019.7)